

平成27年12月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第59号

松伏町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

1 趣旨

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、松伏町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに、規定の整備等をするための条例の制定

2 内容

(1) 農業委員会の委員の定数の改定（第2条関係）

旧 条 例		新 条 例	
・選挙による委員（第1条）・・	10人	・議会の同意を得て任命する委員……………	14人
・選任による委員のうち議会の推薦による委員（第2条）・・	3人	※農業委員会等に関する法律の規定による選任による委員を含む。	
※農業委員会等に関する法律の規定による選任による委員・・	3人		
合 計	16人	合 計	14人

(2) 農地利用最適化推進委員の定数（第3条関係）

松伏町農地利用最適化推進委員の定数 7人

※「農地利用最適化推進委員」とは、農業委員会が定める区域内の農地利用の最適化の推進のための活動を行う者をいう。

(3) その他規定の整備等

ア 松伏町農業委員会委員の定数に関する条例の廃止（附則第3項）

イ 松伏町職員の定数条例の一部改正（附則第4項）

ウ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第5項）

エ 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正（附則第6項）

3 施行期日

平成28年4月7日。ただし、(3)イ及びエについては、平成28年4月1日

議案第60号

松伏町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるもの

2 内容

(1) 趣旨（第1条関係）

法第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるもの。

(2) 町の責務（第3条関係）

町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するとともに、国との連携を図りながら地域の特性に応じた施策を実施する。

(3) 個人番号の利用範囲（第4条関係）

ア 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1及び第2に掲げる事務とする。

イ 別表第2の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。

ウ 法別表第2の第2欄に掲げる事務で処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

エ イの規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(4) 特定個人情報の提供（第5条関係）

ア 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3に規定するものとする。

イ 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

3 施行期日

平成28年1月1日

議案第61号

松伏町税条例及び松伏町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付の方法等を定め、町たばこ税の税率の特例を廃止するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、町民税の減免の申請書等の記載事項に個人番号又は法人番号を加えるための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町税条例の一部改正（第1条）

ア 徴収猶予、換価の猶予等について、次のとおり定める。

(ア) 徴収猶予

徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付等の方法は、徴収の猶予をする期間内等において、当該徴収の猶予をする金額等をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付等をさせることができる方法とする。

(イ) 職権による換価の猶予

職権による換価の猶予の方法は、職権による換価の猶予をする期間内等の各月において、当該職権による換価の猶予をする金額等をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付等をさせる方法とする。

(ウ) 申請による換価の猶予

a 申請による換価の猶予の申請は、町の徴収金の納期限から6月以内にすることとする。

b 申請による換価の猶予の方法は、申請による換価の猶予をする期間内等の各月において、当該申請による換価の猶予をする金額等をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付等をさせる方法とする。

(エ) 担保を徴する必要がある場合

徴収の猶予等において担保を徴する必要がある場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

イ 所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人の町民税の所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得税法の計算の例によらないものとする。

ウ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、町民税の減免の申請書等の記載事項に個人番号及び法人番号を加える。

エ 紙巻たばこ 3 級品に課していた町たばこ税の税率の特例の廃止をする。

(2) 松伏町税条例の一部を改正する条例の一部改正 (第 2 条)

その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成 28 年 1 月 1 日。ただし 3 (2) については公布の日、3 (1) ア及びエについては平成 28 年 4 月 1 日

(2) 徴収猶予及び換価の猶予に関する経過措置

ア 3 (1) ア (ア) は、平成 28 年 4 月 1 日以後に申請される徴収の猶予について適用し、同日前に申請された徴収の猶予については、なお従前の例による。

イ 3 (1) ア (イ) は、平成 28 年 4 月 1 日以後にされる換価の猶予について適用し、同日前にされた換価の猶予については、なお従前の例による。

ウ 3 (1) ア (ウ) は、平成 28 年 4 月 1 日以後に納期限が到来する町の徴収金について適用する。

(3) 町民税に関する経過措置

3 (1) イは、平成 28 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 27 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(4) 町たばこ税に関する経過措置

ア 次に掲げる期間における紙巻たばこ 3 級品の税率は、次のとおりとする。

期 間	税 率
平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで	1, 000 本につき 2, 925 円
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	1, 000 本につき 3, 355 円
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	1, 000 本につき 4, 000 円

イ 税率の引上げ日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売するため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行う。

(5) その他

3 (1) ウは、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出する申請書等については、なお従前の例による。

議案第 62 号

松伏町国民健康保険税条例及び松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

松伏町国民健康保険の適正な運営を図るため、国民健康保険税の課税額等を改定するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 国民健康保険税条例の一部改正 (第 1 条)

ア 基礎課税額の改定

基礎課税額に係る所得割額等を次のとおり改定する。

	現 行	改 正 後
所得割額	基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の6.45</u> を乗じて得た額	基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の7.8</u> を乗じて得た額
資産割額	土地及び家屋に係る固定資産税額に <u>100分の38</u> を乗じて得た額	—
被保険者均等割額	被保険者1人について <u>12,800円</u>	被保険者1人について <u>31,200円</u>
世帯別平等割額	加入世帯1世帯について19,800円	—
課税限度額	<u>47万円</u>	<u>51万円</u>

イ 後期高齢者支援金等課税額の改定

後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額等を次のとおり改定する。

	現 行	改 正 後
被保険者均等割額	被保険者1人について <u>6,400円</u>	被保険者1人について <u>6,600円</u>
課税限度額	<u>12万円</u>	<u>14万円</u>

ウ 介護納付金課税額の改定

介護納付金課税額に係る所得割額等を次のとおり改定する。

	現 行	改 正 後
所得割額	基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の1.2</u> を乗じて得た額	基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の1.6</u> を乗じて得た額
被保険者均等割額	被保険者1人について <u>12,000円</u>	被保険者1人について <u>12,300円</u>
課税限度額	<u>9万円</u>	<u>12万円</u>

エ 国民健康保険税の減額

基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の改定に伴い、一定額以下の所得の世帯に属する納税義務者に対して国民健康保険税を減額する額を改定する。

- (2) 松伏町税条例及び松伏町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条）

その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、2（2）については、公布の日から施行する。

(2) 経過措置

2（1）による改正後の松伏町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 6 3 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び公益的法人等に派遣等された職員の災害補償に係る処遇の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、規定を整備するための条例の改正

2 内容

(1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正（第 1 条）

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する年金たる補償（傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金）及び休業補償について、当該補償の受給権者に、同一の事由により厚生年金保険法等他の法令による障害厚生年金、遺族厚生年金等の社会保障給付が支給される場合の併給調整に係る規定の整備

(2) 公益的法人等に派遣等された職員の災害補償に係る処遇の特例に関する条例の一部改正（第 2 条）

障害共済年金及び遺族共済年金に係る規定を削る。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

ア この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

イ 公務若しくは通勤による傷病の初診日が施行日前にあり障害認定日が施行日以後にある場合において、障害厚生年金及び障害補償年金が支給されるときには、当分の間、2（2）は適用しない。

議案第 6 4 号

指定管理者の指定について

1 趣旨

松伏町学童クラブの管理に関し、指定管理者を指定するもの

2 内容

(1) 公の施設の名称

いるかクラブ

りす学童クラブ

杉の子学童クラブ

どんぐり学童クラブ

なごみ学童クラブ

(2) 指定管理者として指定するもの

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏 3 5 7 番地

社会福祉法人松伏町社会福祉協議会

会長 會田 重雄

(3) 指定の期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 6 5 号

町道の路線廃止について

廃止内容

町道733号線

松伏町大字大川戸字砂田725番地先（起点）から

松伏町大字大川戸字砂田725番地先（終点）まで

幅員 3.30m 延長 14.00m

議案第66号

平成27年度松伏町一般会計補正予算（第6号）

1 補正前予算額	8,334,756千円
2 補正予算額	5,456千円
3 合計	8,340,212千円

議案第67号

平成27年度松伏町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額	570,743千円
2 補正予算額	△37千円
3 合計	570,706千円